

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の制度変更について

1 報告趣旨

令和3年(2021年)7月から実施している「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の一環として、受付期限延長や受給要件の拡大などの制度変更があった。事業の執行に要する経費を緊急に措置する必要が生じ、令和3年(2021年)12月21日付で、市長による補正予算の専決処分を行ったため、その内容について報告する。

2 報告内容

(1) 制度の概要

対象者	社会福祉協議会の総合支援資金(特例貸付)の貸し付けが終了し、収入・資産・求職活動等の要件を満たしている世帯(生活保護受給者を除く)
支給額	単身世帯 6万円、2人世帯 8万円、3人以上 10万円
受給期間	申請月から3か月以内

(2) 変更点

	変更前	変更後
申請期限	令和3年(2021年)11月30日	令和4年(2022年)3月31日
対象者	総合支援資金(特例貸付)の再貸付を終了した世帯、もしくは貸付について不承認とされた世帯	緊急小口資金及び総合支援資金(特例貸付)の初回借入が終了した世帯(令和4年(2022年)1月から)
再申請制度	なし	初回申請の支給が終了した後、引き続き要件を満たしている世帯
対象世帯数	1,420世帯	2,400世帯
補正予算額	当初予算額 0円 6月補正額 316,000千円	12月補正額 234,071千円 補正後予算現額 550,071千円
支給実績	初回決定件数 613件 支給済額 106,600千円 (令和3年(2021年)11月30日まで)	初回決定累計件数 773件 再申請決定件数 138件 支給済額 163,960千円 (令和4年(2022年)2月3日現在)